

1 事件の経緯

- 2008.2 A（ニカラグア人父）がアメリカにおいて離婚訴訟提起
B（日本人母）子連れ去り
- 2008.6 B, アメリカで代理人を立て離婚訴訟に応訴。
- 2009.3 B, 日本において離婚訴訟提起（伊丹支部）
- 2009.6 Aを単独親権者・単独監護者とするとの判決がアメリカで出る。
B, 日本において親権の変更を申立（伊丹支部）
- 2009.1 A, 大阪高裁で人身保護請求提起
- 2010.2 人身保護却下判決
離婚訴訟および親権の変更審判, 初回期日（伊丹支部）
- 2010.8 人身保護に対する最高裁決定
- 2011.3 伊丹支部において審判（親権は変更, アメリカでの面会）
（以下略）

2 日本人による子の連れ去りの解決について

子の連れ去り後、直ちに日本で法的な返還請求（人身保護、家事審判法上の保全処分）しても、共同親権者から共同親権者への返還請求になり、判例上認められない。そのため、日本の裁判で返還を勝ち取るには外国で離婚裁判を行い、単独親権をとった後、日本で返還請求を行う必要がある。しかし、外国で単独親権を勝ち取った後に、日本で返還請求を行うと、訴訟をしている間に、時間が経過し、子どもが現在の環境に慣れたという理由で返還が認められない。すなわち、連れ去った日本人がいかに悪質であっても、現行の日本の法律手続においては返還を求めることはできない。

もちろん、日本からの返還ができなくても、日本で子どもの親権等に関し、外国人親も納得がいくような裁判がなされれば日本への批判は弱まると思われる。しかし、日本の裁判所では、このようなケースでも、連れ去りを行った日本人親に簡単に親権を認め、外国人親にはよくても1ヶ月に1回、半日程度の面会が認められるのみである。しかも、日本の面会交流は強制力が弱く、面会を拒否されても、泣き寝入りするしかない。そのため、日本に子どもを連れ去られた外国人親は、連れ去り以降子どもと一切の連絡が取れなくなるケースが多い。

当職の依頼者も含め、このような外国人親の中には、子どもを自国に戻すことはあきらめ、定期的に子どもと会うことを望んでいる相当数おり、期間や頻度等の面で十分な面会交流制度を整備できれば、解決できるケースは多いと思われる。また、ハーグ条約は遡及効がないため、すでに連れ去られたケースについても面会交流で対処せざるを得ない。そこで、ハー

グ条約において義務づけられているとおり，中央当局として，このような事案における面会交流を実効化せしめる方向で積極的に動いていただきたい。